

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）

前文

- 1 鳥類のインフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、そのうち、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）では以下の3つを規定している。
 - （1）高病原性鳥インフルエンザ 国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病
 - （2）低病原性鳥インフルエンザ H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病
 - （3）鳥インフルエンザ 高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルス以外のA型インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病
- 2 高病原性鳥インフルエンザは、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 3 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、その伝染力の強さ及び高致死性から、ひとたびまん延すれば、
 - ① 養鶏産業に及ぼす影響は甚大であるほか、
 - ② 国民への鶏肉・鶏卵の安定供給を脅かし、
 - ③ 国際的にも高病原性鳥インフルエンザの非清浄国として信用を失うおそれがある。さらに、海外では、家きん等との接触に起因する高病原性鳥インフルエンザ

ウイルスの感染による人の死亡事例も報告されており、公衆衛生上の観点からも本ウイルスのまん延防止は重要である。

4 低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝染力が強いもののほとんど臨床症状を示さず発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した事例も確認されている。

5 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、人や物を介した侵入も考えられることから、今後も我が国に侵入する可能性は高い。

このため、常に国内にウイルスが侵入する可能性があるとの前提に立ち、家きんの所有者（当該家きんを管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政（国、都道府県、市町村）・関係団体が緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

6 なお、本指針については、海外における発生の状況の変化や科学的知見・技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年毎に再検討を行う。

第1 基本方針

1 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見・通報」さらには「初動対応」である。

2 何よりも、家きんの所有者が、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザが疑われる症状を呈している家きんが発見された場合に、直ちに都道府県に通報することが日常化し、確実に実行されることが重要である。

このため、国、都道府県、市町村及び関係団体は、以下の役割分担の下、全ての家きんの所有者がこれらのことを理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期すものとする。

(1) 国は、都道府県に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導・助言を行う。

(2) 都道府県は、家きんの所有者への指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。

(3) 市町村・関係団体は、都道府県の行う家きんの所有者への指導や発生時に備えた準備に協力する。

3 発生時には、迅速・的確な初動対応により、まん延防止・早期収束を図ることが重要である。

防疫対応を行うための経費については、法第58条から第60条の2までの規定に基づき、国が負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階からの的確・迅速に講じられるようにするため、予備費の活用を含めて法に基づく予算を速やかに、かつ、確実に手当てすることとしている。

このことも踏まえて、国、都道府県、市町村及び関係団体は、以下の役割分担の下、迅速・的確な初動対応を行う。

(1) 国は、防疫方針の決定・改定を責任を持って行うとともに、これに即し

た都道府県の具体的な防疫措置を支援する。また、法に基づく予算を迅速かつ確実に手当てする。

(2) 都道府県は、防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速・的確に実行する。

(3) 市町村・関係団体は、都道府県が行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村・関係団体に委託して実施する場合には、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

4 なお、国は、あらかじめ定めた防疫方針に基づく初動対応では、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行い、的確に緊急防疫指針を策定するものとする。

第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

1 農林水産省の取組

- (1) 以下の情報を把握し、都道府県、関係団体等に迅速に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表する。
 - ① 海外における最新の発生状況
 - ② 環境省が実施する渡り鳥の飛来状況調査、野鳥の検査等の結果
- (2) 農場へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点を分かりやすくまとめ、ホームページ等を通じて公表する。
- (3) 国境における家きん・畜産物の輸入検疫及び入国者の靴底消毒を徹底する。特に、ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生国からの入国者（帰国者を含む。）に対して、質問及び携帯品の検査・消毒を徹底する。
- (4) 各都道府県段階の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、必要な改善指導を行う。
- (5) 定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図る。
- (6) 発生時に直ちに防疫専門家等を現地に派遣できるよう、常に派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストを作成する。
- (7) 周辺国で分離されたウイルス株に対して有効なワクチンに関する情報を収集した上で、必要な事態になったときに活用できる可能性の高いワクチンを検討し、必要十分な量備蓄する。

2 都道府県の取組

- (1) 1の(1)により情報の提供を受けた場合には、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により、全ての家きんの所有者及び関係団

体に周知する。

- (2) 家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準を確実に遵守させるために、家きんの所有者（家きんを100羽以上飼養する者）を対象として、定期的に以下の措置を実施する。
- ① 法第51条に基づく農場への立入検査（原則として、年1回以上実施する。）
 - ② 研修会の実施
- また、特に大規模飼養農場（鶏、うずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥にあっては1万羽以上を飼養する農場。以下同じ。）については、管理獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に報告させるなど十分な指導を行う。
- (3) 飼養衛生管理基準を遵守していない家きんの所有者に対しては、随時、法に基づく指導、勧告及び命令を行う。
- (4) 家きんの所有者ごとに、本病が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、鳥種、飼養羽数、埋却地等の確保状況等）を把握する。
- (5) 移動制限区域内の農場等が瞬時に把握できるよう、地図情報システム等を活用して農場所在地を整理する。
- (6) 発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整、衛生資材及び薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡家きん保管場所の確保等を行う。
- (7) 家きんの所有者に対する指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行う。
- また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。

- (8) 発生時には、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これら関係機関・関係団体との連絡窓口の明確化、地域の家きんの飼養状況等の情報共有等を行い、連携体制を整備する。
- (9) 家きんの所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合は、以下の措置を講じるよう努める。
- ① 当該農場に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供する。
 - ② 市町村、関係機関及び関係団体と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第21条第7項の規定に基づき、必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。
 - ③ 焼却施設又は化製処理施設が利用可能な場合には、当該施設をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について当該施設及び当該施設の所在する地方自治体と調整する。
 - ④ 公有地、焼却施設又は化製処理施設への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じ、地域住民への説明を行う。
- (10) 発生を迅速に発見する監視検査体制を常に整備し、監視を適切に実施する。
- (11) 都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には十分な引継期間を確保する。

3 市町村・関係団体の取組

- (1) 2に規定する都道府県の取組に協力する。
- (2) 家畜の所有者が行う発生予防の取組に対する支援等を行う。

第3 発生予察のための監視

1 定点モニタリング

- (1) 都道府県は、野鳥の飛来地周辺に所在する農場、開放型の飼養をしている農場などの感染リスクが他と比較して高い環境にある農場を家畜保健衛生所当たり3農場選定し、毎月1回、検査を行う。
- (2) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、飼養家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽（死亡家きんが確認された場合には、当該死亡家きんを含める。）を対象に、気管スワブ、クロアカスワブ、血清及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。
- (3) 都道府県は、(2)で採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

2 強化モニタリング

- (1) 都道府県は、当該都道府県内の農場について、95%の信頼度で10%の感染を摘発できる数の農場を検査する。検査対象農場の選定は、農場を飼養規模別にグループ化し、当該グループ毎に無作為抽出法により行う。
- (2) 当該検査は、渡り鳥の飛来状況を勘案し、原則として10月から5月の間に計画的に実施する。
- (3) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、飼養家きんの臨床検査を行うとともに、農場毎に、家きん舎に偏りのないよう最低10羽を対象に血清を検体として採材する。
- (4) 都道府県は、(3)で採材した検体について、血清抗体検査を行う。

3 モニタリング結果の報告等

- (1) 都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの対象農場について、農場の概要（所在地、飼養羽数、飼養鳥種等）及び定点モ

ニタリングにあってはその選定理由について、遅滞なく、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

（２）都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの結果について、毎月、動物衛生課に報告する。

4 モニタリングを行う検査員の遵守事項

採材を行った者は、以下の事項を遵守する。

- ① 当該農場を出る際には、身体、衣服、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと
- ② 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと
- ③ 立ち入った農場における臨床検査で異状が確認された場合には、遺伝子検査の結果が判明するまで、他の農場の調査に立ち入らないこと

【留意事項】 定点モニタリング及び強化モニタリングにおける血清抗体検査

鶏を検査する場合にあっては、エライザ法による検査を行い、エライザ法で陽性が確認された場合、同一血清について、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。

鶏以外の家きんを検査する場合にあっては、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。

【留意事項】 強化モニタリングにおける抽出検査の検査対象農場の選定

飼養羽数100羽以上（だちょうにあっては10羽以上）の農場を対象に、95%の信頼度で10%の感染を摘発できる数の検査農場を無作為で選定する。その際、サンプリングの偏りを排除するため、①農場を飼養規模別（※）にグループ分けし、②各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表を用いて無作為に抽出する（階層別無作為抽出）。

（※）飼養規模は以下のとおりグループ分けする

- I 100羽以上（だちょうにあっては10羽以上）～1,000羽未満
- II 1,000羽以上～10,000羽未満
- III 10,000羽以上

5 野鳥等で感染が確認された場合の対応等

(1) 野鳥など家きん以外の鳥類で高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合、次の措置を講じる。

- ① 当該鳥類（その死体を含む。）を確保した場所、又は当該鳥類を飼養していた場所の消毒及び通行制限・遮断（山中、住宅密集地等で発見された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。）
- ② 発生地点を中心とした半径3 kmの区域内にある農場（家きんを100羽以上飼養する農場）に対する速やかな立入調査（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び衛生管理基準の遵守状況の確認。）

(2) 都道府県は、当該都道府県の職員で野生動物の事務に従事するもの（自然環境部局）及び家畜防疫員が相互に連絡し、及び適切に分担して、野鳥サーベイランスを実施する。

この際、家畜防疫員は、農場に対する指導及び検査を優先的に実施するものとするが、可能な限り自然環境部局の行う野鳥のサーベイランス検査に協力するものとする。

第4 異常家きん等の発見及び検査の実施

1 家きんの所有者から届出等を受けたときの対応

(1) 都道府県は、次の場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに、家畜防疫員を現地に派遣する。

- ① 家きんの所有者又は獣医師から、同一の家きん舎内における1日の死亡率が過去3週間の平均の2倍以上になっている旨の届出を受けた場合（その原因が不適切な飼養管理、他の疾病、急激な気温の変化又は災害によるものである場合を除く。）
- ② 民間獣医師等が行った市販の簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）や血清抗体検査で陽性となった旨の届出を受けた場合
- ③ ①及び②のほか、以下に掲げる場合など高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染の疑いを否定できない家きんがいる旨の通報を受けた場合
ア 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
イ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡し（その原因が不適切な飼養管理、他の疾病、急激な気温の変化又は災害によるものである場合を除く。）、又はまとまってうずくまっている場合

(2) 都道府県は、(1)の届出を受けた場合には、届出者等に対し、当該農場の飼養家きんの移動自粛等の必要な指導を行う。

【留意事項】都道府県が行う指導に関する事項

1 家きんの所有者から通報があった場合

- ① 異常家きん以外の家きんを含む全ての家きんについて、当該農場からの移動を自粛すること
- ② 農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと
- ③ 農場外に物を搬出しないこと。所有者及び従業員等が外出する場合は、適切な消毒等を行うこと
- ④ 異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は他の家きんと接触することがないようにすること

2 獣医師から通報があった場合

- ① 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、ウイルスの拡散を防止するよう助言・指導をすること
- ② 家畜防疫員到着後、当該農場を出る際には、身体、衣服、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること
- ③ 帰宅後は、車両を十分に洗浄するとともに、入浴して身体を十分に洗うこと
- ④ 異常家さんが高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザでないことが判明するまでは、家さんの飼養施設に立ち入らないこと
- ⑤ 高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザと判明した場合は、異常家さんを診療し、又は検案した後7日間は家畜防疫員の許可を得ずに家さんの飼養施設に立ち入らないこと

3 食鳥処理場から通報があった場合

- ① 異常家さん及びこれと同一の農場から出荷された家さんのと殺を中止すること
- ② 畜産関係車両の出入りを禁止すること
- ③ 従業員等が当該食鳥処理場を出る際には、適切な消毒等を行うこと
- ④ 従業員等は、異常家さんが本病でないことが判明するまでは、家さんの飼養施設に立ち入らないこと
- ⑤ 異常家さんの出荷農場を直ちに特定し、1の指導を行うこと
- ⑥ 異常家さんの出荷に使用された車両を特定し、当該車両の消毒を徹底するとともに、当該車両が農場等に入出入りしないよう指導すること

2 都道府県による農場での検査等

(1) 家畜防疫員は、農場に到着後、車両を当該農場の敷地外に置き、防疫服を着用して家さん舎に入り、死亡羽数の推移を確認するとともに、死亡家さん及び異常家さん（異常家さんがいない場合には、生鳥）のそれぞれ複数羽を対象とした簡易検査を行う。

(2) 家畜防疫員は、簡易検査が終了次第、死亡羽数の推移及び簡易検査の結

果を都道府県畜産主務課に電話で報告する。

(3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による検査の結果、次のいずれかを確認した場合には、死亡羽数の推移及び簡易検査の結果の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

① 同一の家きん舎における1日の死亡率が過去3週間の平均値の2倍以上になっている場合（その原因が不適切な飼養管理、他の疾病、急激な気温の変化又は災害によるものである場合を除く。）

② 簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された場合

③ 民間獣医師等が行った簡易検査や抗体検査で陽性となったことが確認できた場合

(4) 都道府県は、(3)により動物衛生課に報告した場合には、動物衛生課と協議の上、直ちに、以下の措置を講じる。

① 気管スワブ、クロアカスワブ、血清及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。

② 法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の以下の物品の移動を制限する。

ア 生きた家きん

イ 家きん卵

ウ 家きんの死体

エ 敷料、飼料、排せつ物等

オ 家きん飼養器具

③ 当該農場への部外者の立入を制限する。

④ 当該農場の出入口及び農場で使用している衣類・使用器具を消毒する。

(5) 都道府県は、(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する以下の疫学情報を動物衛生課に提出する。

- ① 飼養家きんの過去21日間の移動履歴
- ② 当該農場に出入りしている以下の人・車両の巡回範囲
 - ア 獣医師、農場指導員及びキャッチャー（鶏をケージから取り出し、出荷用のカゴ等に入れる作業員）
 - イ 家きん運搬車両、集卵車、飼料運搬車両、死鳥回収車両及び排せつ物・たい肥運搬車両
- ③ たい肥の出荷先

3 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2の（3）により動物衛生課に報告した場合には、以下の措置を講じ、その内容について、速やかに（遅くともPCR検査又はリアルタイムPCR検査の結果が出る前に）動物衛生課に報告する。

- （1）当該農場における家きん舎等の配置の把握
- （2）周辺農場における家きんの飼養状況の整理
- （3）家きんのと殺に当たる人員及び資材の確保
- （4）患畜等の死体の焼却施設又は埋却地の確保（農林水産省の所有する移動式焼却炉の利用有無を含む。）
- （5）消毒ポイントの設置場所の検討
- （6）当該農場の所在する市町村、隣接の都道府県その他の関係機関への連絡

4 都道府県による家畜保健衛生所での検査

（1）都道府県は、家畜保健衛生所で以下の検査を行う。

- ① H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査（PCR検査及びリアルタイムPCR検査）

② 寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査

③ ウイルス分離検査

(2) 都道府県は、次のいずれかに該当する場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、分離されたウイルス又は遺伝子増幅産物を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付する。

① ウイルス分離検査の結果、赤血球凝集能があるウイルス（赤血球凝集抑制反応試験（以下「HI試験」という。）により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限り。）が分離された場合

② 遺伝子検査の結果、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された場合

【留意事項】動物衛生研究所へのウイルス又は遺伝子増幅産物の送付に関する事項

- 1 動物衛生研究所へのウイルスの送付に当たっては、HA価が32倍以上であることを確認する。
- 2 動物衛生研究所への遺伝子増幅産物の送付は、ウイルスが分離されず、農場における臨床症状等から、至急に病原性判定試験を行う必要がある場合に行う。

5 都道府県が実施するモニタリングで発見された場合の対応

(1) ウイルスが分離された場合

都道府県は、第3の1の定点モニタリングにおいて、インフルエンザウイルスである疑いのあるウイルス（HI試験により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限り。）が分離された場合、直ちに次の措置を講ずる。

① 動物衛生課とあらかじめ協議した上で、分離されたウイルスを動物衛生研究所に送付する。

- ② 分離されたウイルスについて、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査を実施する。
- ③ 家畜防疫員を現地に派遣し、当該農場における死亡羽数の推移を確認する。
- ④ 2の(4)の②から④及び(5)の措置を講ずる。

(2) ウイルスが分離されずに血清抗体検査のみが陽性となった場合

- ① 都道府県は、第3の1の定点モニタリング又は第3の2の強化モニタリングにおいて、ウイルスが分離されずにA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、2の(1)及び4の(1)の検査を実施する。
- ② 検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、H5又はH7亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清を動物衛生研究所に送付する。

6 その他

2から4までの措置は、家きんの所有者からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家きんが発見された場合についても、同様に行うものとする。

第5 病性の判定

1 病性の判定方法

農林水産省は、以下の（１）及び（２）により病性を判定する。病性判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

（１）異常家きんの届出・通報があった場合

- ① 当該農場における死亡率の推移、都道府県が行う臨床検査、簡易検査及び遺伝子検査の結果により判定する。なお、異常家きんが発生農場と疫学的関連のある農場で飼養されている場合には、遺伝子検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができる。
- ② ①により病性が判定されなかった場合には、都道府県が行うウイルス分離検査及び動物衛生研究所が行うウイルスのHA亜型を特定する検査（以下「ウイルス亜型特定検査」という。）の結果に基づき判定する。
- ③ ②により病性が判定されなかった場合には、②により分離されたウイルスについて動物衛生研究所が行う病原性判定試験（鶏への接種試験及びHA領域の遺伝子解析。以下同じ。）の結果に基づき判定する。

（２）モニタリング検査で発見された場合など臨床的異常所見を伴わず検査結果が陽性となった場合

- ① インフルエンザウイルスが分離された場合、都道府県が行うH5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査並びに動物衛生研究所が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。
- ② 血清抗体検査のみが陽性となった場合、都道府県が速やかに実施する再検査（臨床検査、遺伝子検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査）を踏まえ、以下により判定する。
 - ア 再検査の結果、臨床症状が確認された場合には、（１）により判定する。
 - イ 再検査の結果、臨床症状が確認されなかった場合には、都道府県が

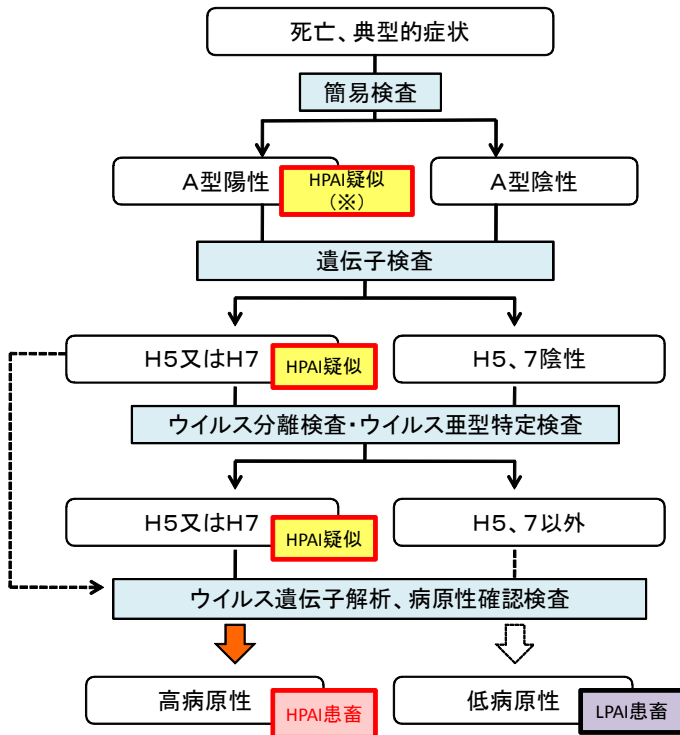
行うH5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査の結果により判定する。

ウ イにより病性が判定されない場合には、都道府県が行うウイルス分離検査並びに動物衛生研究所が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。

エ ウによりウイルスが分離されず、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生研究所が行う抗体のHA亜型を判別する検査（HI試験）の結果に基づき、第15の農場監視プログラムの適用を判断する。

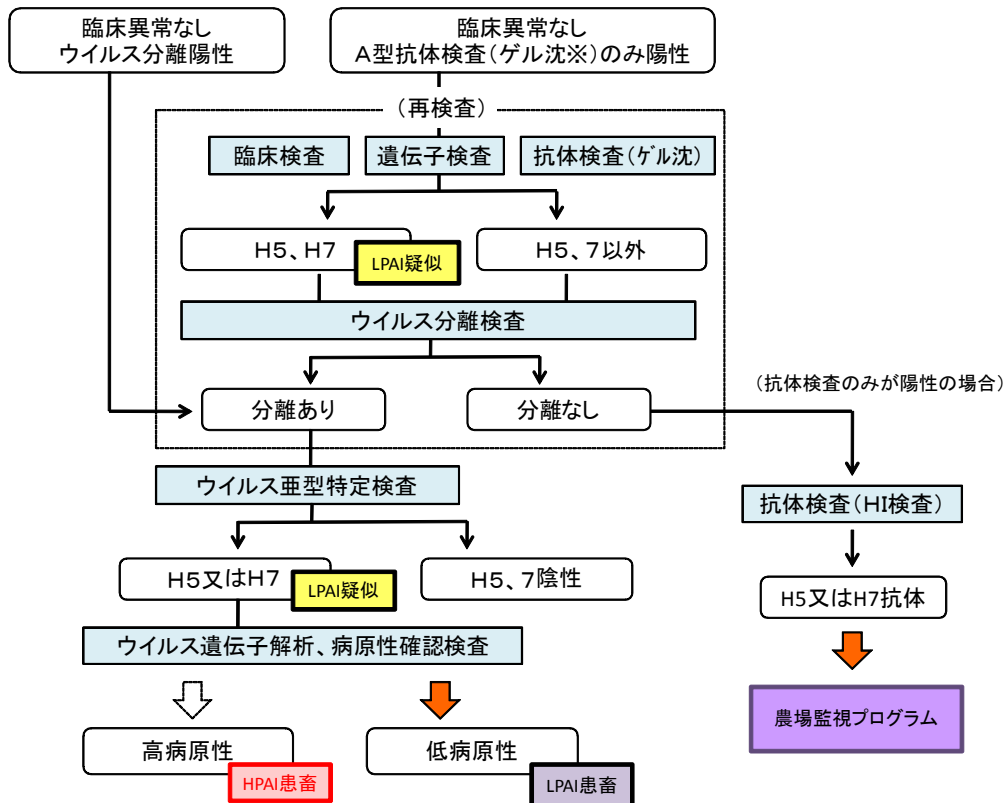
(参考) 通常想定される検査の流れ (鶏の検査で通常想定されるもの)

1. 異常家さんの届出・通報があった場合



※：発生農場と疫学的関連のある農場
で飼養されている場合

2. モニタリング検査の場合



※：ELISA陽性の
検体の再検査

HPAI：高病原性鳥インフルエンザ、LPAI：低病原性鳥インフルエンザ

2 患畜及び疑似患畜

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

病性判定の結果等に基づき、以下の家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜とする。

① 患畜

ア 分離されたウイルスが病原性判定試験により病原性が高いと判断される家きん

イ 遺伝子検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、かつ、HA領域の遺伝子解析により高病原性と判断される配列が検出された家きん

② 疑似患畜

ア 患畜が確認された農場で飼養されている家きん

イ 死亡、チアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認された農場において飼養されており、かつ、次のいずれかに該当する家きん

(ア) 発生農場と疫学的関連のある農場（発生農場と同一の飼料運搬車等が出入りしている農場等）で飼養されており、簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された家きん

(イ) 遺伝子検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された家きん

(ウ) 分離されたウイルスについて、遺伝子検査でH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験でH5又はH7亜型であることが確認された家きん

(エ) 血清抗体検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きん

ウ イの家きんが確認された農場において飼養されている家きん

エ 患畜又はイの家きんが確認された農場で家きんの飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養さ

れている家きん

オ 疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（イの家きんに限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性判定日」という。）から遡って過去7日目から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん

カ 疫学調査の結果等により、病性判定日から遡って過去7日より以前に患畜又はイの家きんと接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

（2）低病原性鳥インフルエンザ

病性判定の結果等に基づき、以下の家きんを低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜とする。ただし、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定されるものを除く。

① 患畜

分離されたウイルスがH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスであって、病原性判定試験により病原性が低いと判断される家きん

② 疑似患畜

ア 患畜が確認された農場で飼養されている家きん

イ 血清抗体検査で陽性となった家きんが確認された農場において、遺伝子検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な遺伝子が検出された家きん

ウ 分離されたウイルスについて、遺伝子検査でH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された、又はHI試験でH5又はH7亜型であると確認された家きん

エ 血清抗体検査でH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス

に対する抗体が検出された家きんが確認された農場で飼養されており、抗体の陽転又は抗体価の上昇が確認された家きん

オ イからエまでの家きんが確認された農場において飼養されている家きん

カ 患畜又は疑似患畜（イからエまでの家きんに限る。）が確認された農場で家畜の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている家きん

キ 疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（イからエまでの家きんに限る。）の病性判定日から遡って過去7日目から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん

ク 疫学調査の結果等により、病性判定日から遡って過去7日より以前に患畜又は疑似患畜（イからエまでの家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

3 農場監視プログラムの対象家きん

ウイルスが分離されずに、H5又はH7亜型に特異的な抗体が検出された場合、当該家きんを飼養する農場について、第15の農場監視プログラムを適用する。

第6 病性判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、患畜又は疑似患畜と判定する旨の連絡を受けたときは、速やかに、以下の者に対し、その旨及び発生農場（高病原性鳥インフルエンザの患畜、若しくは疑似患畜（第5の2の（1）の②のイの家きんに限る。）又は、低病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の（2）のイからエまでの家きんに限る。）が確認された農場。以下同じ。）の所在地について、電話、ファクシミリ等により連絡する。

- ① 当該家きんの所有者
- ② 当該都道府県内の市町村
- ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他関係団体
- ④ 隣接の都道府県

(2) 都道府県は、陰性と判定された場合、その旨を当該家きんの所有者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家きんの所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の設置

(1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下単に「農林水産省対策本部」という。）を設置し、具体的な防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性判定前に設置する。

(2) 農林水産省は、動物衛生研究所その他の関係機関の協力を得て、以下の職員等を発生都道府県に派遣する。

- ① 国の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
- ② 国の防疫方針の改定（緊急防疫指針の決定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
- ③ と殺及び埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的防疫措置をサポ

ートする緊急支援チーム

④ 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家さん疾病小委員会に設置する疫学調査チーム

- (3) 都道府県は、農林水産省対策本部の決定した防疫方針に即した具体的防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜の判定後、速やかに、関係部局で構成する都道府県鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下単に「都道府県対策本部」という。）を設置する。ただし、円滑・的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性判定前に設置する。
- (4) 都道府県は、都道府県対策本部について、その役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、防疫作業、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から派遣された（2）の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、農林水産省対策本部の決定した防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
- (6) 都道府県対策本部は、防疫措置を円滑に実行するため、市町村、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに保有する防疫資材・機材を譲与し、又は貸し付ける。
- (8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

3 報道機関への公表等

- (1) 第5の規定により、農林水産省が患畜又は疑似患畜と判定したときには、報道機関への公表を行う。

ただし、円滑・的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、動物

衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、病性の判定前に公表を行う。

- (2) 当該公表は、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。
- (3) 当該公表に当たっては、人・車両を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、名称の公表は差し控える。
- (4) 当該公表に当たっては、我が国ではこれまで家きん肉・家きん卵を食べることで人に感染した例は報告されていないこと等について正確な情報提供を行う。
- (5) 報道機関に対し、次の事項について、協力を求める。
 - ① プライバシーの保護に十分配慮すること
 - ② 発生農場には近づかないなど感染拡大の防止、防疫作業の妨害回避に努めること
- (6) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。

4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 都道府県は、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。
- (2) 当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議を行う。

【留意事項】 人員の確保に関する事項

- 1 本病の発生が確認された時点で、速やかに防疫措置を開始できるよう、都道府県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命じる。
- 2 防疫従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の家きんの飼養の有無を確認し、家きんを飼養している場合は、直接防疫業務に当たらせないようにする。
- 3 都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議する。
動物衛生課は各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。
- 4 都道府県は、自衛隊の派遣について農林水産省との協議が整った場合には、発生状況、派遣期間、活動区域、活動内容等について現地の自衛隊災害担当窓口と十分調整した上で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定に基づく災害派遣要請を行う。

第7 発生農場における防疫措置

1 と殺（法第16条）

- (1) 家畜防疫員は、患畜等の所有者に対し、と殺指示書を交付する。
- (2) 発生農場への出入口は、原則として1カ所に限定するものとし、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。
- (3) 患畜等は、当該農場内で、原則として病性判定後24時間以内にと殺を完了する。
- (4) と殺は、原則として家きん舎内で行う。やむを得ず家きん舎外でと殺する場合は、ケージなどを用意し、病原体の拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。
- (5) と殺は、二酸化炭素ガス、泡殺鳥機等により行う。また、臨床症状が確認されている家きん舎を優先して行う。
- (6) と殺に当たっては、作業者の感染防止及び安全確保に留意する。
- (7) 感染経路の究明のため、と殺時に発症している家きんの病変部位、発症家きんがいる場所等を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家きんを含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

【留意事項】発生農場における防疫措置の実施に関する事項

- 1 都道府県は、事前に現地調査を行い、農場の建物の配置等を考慮して、テントの設営場所、資材置場等について検討するとともに、総括責任者、各作業毎の責任者及び指揮命令系統を明確にする。
- 2 家畜防疫員は、家きんの所有者に対し、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの概要、法の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、法第52条の3の規定により行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てに制限があることについて、遺漏なく説明を行う。
- 3 現地の総括責任者は、鳥種別のと殺予定羽数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、

指示を受けるものとする。

2 死体の処理（法第21条）

（1）患畜等の死体については、原則として、患畜又は疑似患畜と判定した後72時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、飲料水、河川及び道路に近接しない場所であって、日常人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。

（2）やむを得ず、焼却又は埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講じる。

- ① 密閉容器に入れ、容器を十分消毒する。
- ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合は、運搬物が漏洩しないよう、床及び側面をシートで覆い、更に運搬物を積載後、上部もシートで覆う等の措置を講じる。
- ③ 積込み前後に車両表面全体の消毒を行う。
- ④ 原則として、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ⑤ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 死体を処理する場所まで家畜防疫員が同行する。
- ⑦ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

（3）焼却又は埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、化製場において化製処理を行うものとする。また、当該死体の移動に当たっては、（2）の措置を講じる。

(4) 焼却又は化製処理する場合は、以下の措置を講じる。

- ① 運搬車両から原料搬入口までシートを敷く。
- ② 原料置場を製品置場と隔てて設置すること等の措置を講じる。
- ③ 焼却又は化製処理が完了し、設備及び資材の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立会う。
- ④ 処理施設の出入口から投入場所までの経路を処理後直ちに消毒する。

(5) 焼却、埋却又は化製処理が困難な場合には、発酵による消毒を行う。

【留意事項】 患畜等の死体の発酵による消毒の方法（例）

- 1 敷料等を15～25cmの厚さ、4mの幅、処理する鶏の羽数により適切な長さ（1,000羽で1mを目安とする。）で敷く。
- 2 死体を周辺から30cm程度内側に、20cmから25cmの厚さにのせる。
- 3 死体の上に羽根が十分ぬれるまで水をかける。
- 4 死体を覆うように、おがくず、もみがら又は敷料等を15cmの厚さにのせる。
- 5 死体が数層に重なるまで、1～4の操作を同様に行う。
- 6 病原体に汚染されていないおがくず、わら等を20cmの厚さにのせ、最上部に消石灰を散布する。屋外の場合には防水性で通気性のある特殊ビニールシート等で覆う。
- 7 温度計を挿し、内部の温度を毎日チェックする（通常、1週間以内に57℃から63℃になる。）。通常、7日から10日後には、温度は46℃から52℃に低下するので、必要に応じて攪拌し、通気を良くする。
- 8 死体が表面に出ないように、新たに、病原体に汚染されていないおがくず又はわらをのせる。
- 9 攪拌して3週間から4週間で発酵による消毒は完了する。
- 10 攪拌しない場合は少なくとも3か月間静置する。

3 汚染物品の処理（法第23条）

（1）発生農場における以下の物品は、汚染物品として、原則として、焼却又は発生農場若しくはその周辺において埋却する。焼却又は埋却が困難な場合にあつては、動物衛生課と協議の上、化製処理又は消毒を行う。

- ① 家きんの卵（ただし、病性判定日から遡って過去7日より前に採取され区分管理されていたもの、GPセンター（液卵加工場を含む。以下同じ。）等で既に食用に処理されていたもの及び種卵を除く。）
- ② 種卵（ただし、病性判定日から遡って過去21日より前に採取され、区分管理されていたものは除く。）
- ③ 排せつ物
- ④ 敷料
- ⑤ 飼料
- ⑥ その他ウイルスに触れたおそれのある物品

（2）やむを得ず汚染物品を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講じる。

- ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合は、運搬物が漏洩しないよう、床及び側面をシートで覆い、更に運搬物を積載後、上部もシートで覆う等の措置を講じる。
- ② 積込み前後に車両表面全体の消毒を行う。
- ③ 原則として、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分消毒する。
- ⑤ 移動時には、制限の例外適用を受けていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。

(3) 焼却又は化製処理する場合は、以下の措置を講じる。

- ① 運搬車両から原料搬入口までシートを敷く。
- ② 原料置場を製品置場と隔てて設置すること等の措置を講じる。
- ③ 処理施設の出入口から投入場所までの経路を処理後直ちに消毒する。

4 家きん舎等の消毒（法第25条）

と殺の終了後、患畜等の所在した家きん舎等における消毒を、農林水産省令で定める基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、高温蒸気等を用いる。

【留意事項】 防疫措置従事者に関する事項

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、以下の事項に留意する。

- 1 入場時は、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと
- 2 退場時には、身体、衣服及び眼鏡を消毒後、入場時に着用した作業着等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいをを行うこと。また、場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒した後持ち帰ること
- 3 都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履き替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行うこと。この際、作業の前後に作業者の動線が交差しないようにすること
- 4 帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒、着用していたすべての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと
- 5 防疫作業後7日間は発生農場以外の鳥類に接触しないこと
- 6 防疫措置の前後に健康診断を受診すること

5 家きんの評価

- (1) 患畜等であることが確認された直前時の状態についての評価額とし、そのものが患畜等であることは考慮しないものとする。
- (2) 評価額は、原則として、当該家きんの導入価格に、導入日から患畜等であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて産出する。）を加算した額とし、これに産卵供用残存期間等を考慮し、必要な加算又は減算を行う。
- (3) と殺に先立ち、家きんの評価額算定の参考とするため、と殺の対象となる代表的な個体について、体格がわかるように写真を撮影する。
- (4) 農林水産省は、家畜の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払いを行う。

第8 通行の制限（法第15条）

1 都道府県又は市町村は、本病の発生確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、法第15条の規定に基づき、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。

ただし、通勤・通学、医療・福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、認めることとする。

2 法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合は、道路管理者等との協議を行い、必要な通行の制限が確実に実施できるようあらかじめ調整する。

3 通行の制限又は遮断の手続、標示等については、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条の規定に基づき行うこととし、原則として、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明する。なお、事前に説明することが困難な場合にあっては、実施後速やかに説明する。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 区域の設定

（1）高病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

ア 都道府県は、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜の判定後、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3 km以内の区域を家きん等の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。

ただし、動物衛生課と協議の上、判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

イ 都道府県は、発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径10 km以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、10 kmを超えて設定する。

② 搬出制限区域

都道府県は、原則として、移動制限区域に外接する発生農場を中心として半径10 km以内の区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から10 km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

③ 食鳥処理場で発生した場合

都道府県は、食鳥処理場に所在する家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講じる。

ア 原則として、当該食鳥処理場を中心とした半径1 km以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ 当該家きんの出荷元の農場を中心として、①及び②に準じて移動制限区域及び搬出制限区域を設定する。

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

ア 都道府県は、低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜の判定後、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径1 km以内の区域を移動制限区域として設定する。

イ 発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径5 km以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、5 kmを超えて設定する。

② 搬出制限区域

原則として、移動制限区域に外接する発生農場を中心として半径5 km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から5 km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

(3) 区域の設定方法

① 移動制限区域及び搬出制限区域の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道等その他境界を明示するのに適当なものに基づき設定する。

② 移動制限区域又は搬出制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行うものとする。

③ 移動制限区域及び搬出制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講じる。

- ア 区域内の家きんの所有者及び市町村その他関係機関への通知
- イ 報道機関等を通じた広報
- ウ 主要道路の境界地点での標示

なお、事前に上記の措置を講じることが困難な場合にあっては設定後速やかに上記の措置を講じる。

(4) 家きんの所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域及び搬出制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該地域内の家きんの所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

(5) 移動制限区域内及び搬出制限区域内の農場への指導

都道府県知事は、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合には、移動制限区域及び搬出制限区域内の全ての家きんの所有者を対象に、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条の規定に基づき、当日の死亡羽数については毎日、次の①から③までに掲げる異状を確認した場合については直ちに、報告を行うよう求める。

- ① 同一の家きん舎内における1日の死亡率が過去3週間の平均の2倍以上になっている場合（その原因が不適切な飼養管理、他の疾病、急激な気温の変化又は災害によるものである場合を除く。）
- ② 飼養家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合
- ③ 5羽以上の飼養家きんが、まとまって死亡し（その原因が不適切な飼養管理、他の疾病、急激な気温の変化又は災害によるものである場合を除く。）、又はまとまってうずくまっていることを確認した場合

【留意事項】 移動制限区域内での指導事項

家畜防疫員は、移動制限区域内において、防疫指針第9の1の(5)に定めるもののほか、以下の事項について関係者への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

1 家きんの所有者

- (1) 家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること
- (2) 農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること
- (3) 家きん舎の出入口、家きん舎周辺及び家畜飼養区域外縁部について、消石灰等を用いて消毒すること
- (4) 家きん舎内は、鳥インフルエンザウイルスに効果のある消毒薬を用いて消毒すること

2 飼料輸送業者・集卵業者

- (1) 車両消毒を徹底すること
- (2) 感染リスクの低い配送経路を選択すること
- (3) 複数の農場を連続して配送又は集卵を行わないこと
- (4) 配送記録を保存すること

3 獣医師等の畜産関係者

- (1) 携行する器具及び薬品は最小限とすること
- (2) 農場入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること
- (3) 消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること
- (4) 車両の農場敷地内への乗入れを自粛すること
- (5) 移動経路を記録すること

4 死鳥取扱事業者

- (1) 車両消毒を徹底すること
- (2) 原則として、農場出入口で受渡しを行うこと

5 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

車両消毒を徹底すること

2 区域の変更

(1) 区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場

合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域及び搬出制限区域を拡大する。

(2) 区域の縮小

1の(1)の①のア又は1の(2)の①のアの区域を超えて移動制限区域の設定・拡大を行った場合であって、発生状況及び周辺農場の清浄性確認の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を高病原性鳥インフルエンザの場合は半径3 kmまで、低病原性鳥インフルエンザの場合は半径1 kmまで縮小することができる。

3 制限の解除

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

次の二つの要件を満たした時に解除する。

ア 当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に実施する第12の2の(2)の清浄性確認検査で全て陰性を確認すること

イ 当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後21日が経過していること

② 搬出制限区域

①のアの検査で全て陰性を確認した時に解除する。

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

高病原性鳥インフルエンザの場合と同様に、(1)の①の二つの要件を満たした時に解除する。

② 搬出制限区域

第12の2の(1)の発生状況確認検査において、当該移動制限区域及び搬出制限区域内の全ての農場で陰性を確認した時に解除する。

4 制限の対象

- (1) 生きた家きん
- (2) 家きん卵（ただし、病性判定日から遡って過去7日より前に採取され、区分管理されていたもの、及びGPセンター等で既に食用に処理されていたものは除く。）
- (3) 家きんの死体
- (4) 敷料、飼料、排せつ物等
- (5) 家きん飼養器具

5 制限の例外

(1) 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷

- ① 次の二つの要件を満たした移動制限区域内の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、第10の3の(1)により事業を再開した移動制限区域内の食鳥処理場に出荷することができる（移動制限区域外の食鳥処理場には出荷できない。）。
 - ア 当該農場について、第12の2の(1)の発生状況確認検査で陰性が確認されていること
 - イ 出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検査（PCR検査又はリアルタイムPCR検査）で陰性と確認された家きんと同一のロット（家きん舎）であること
- ② 家きんの移動時には、以下の措置を講じる。
 - ア 食鳥処理をする当日に移動させる。
 - イ 移動前に、臨床的に農場の家きんに異状がないか確認する。
 - ウ 積込み前後に車両表面全体の消毒を行う。
 - エ 荷台は、羽毛などの飛散を防止するために、ネット等で覆う。
 - オ 車両は、他の家きん飼養場所を含む関連施設に立ち入らない。
 - カ 原則として、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ク 移動経過を記録する。

(2) 移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く）のGPセンターへの出荷

- ① 臨床検査、遺伝子検査（PCR検査又はリアルタイムPCR検査）及び血清抗体検査で全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の家きん卵（種卵を除く）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の第10の3の（2）により事業を再開したGPセンター又は移動制限区域外にあるGPセンターに出荷することができる。

(3) 移動制限区域内の種卵のふ卵場への出荷と当該種卵から生まれたひなの出荷

- ① 臨床検査、遺伝子検査（PCR検査又はリアルタイムPCR検査）及び血清抗体検査で全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の種卵は、動物衛生課と協議の上、次の要件を満たすふ卵場に出荷することができる。

ア 移動制限区域内のふ卵場で次のすべてを満たすもの

（ア）第10の3の（3）により事業を再開したこと

（イ）移動制限区域内から出荷した種卵から生まれたひな（初生ひなのことをいう。以下同じ。）を、ふ卵場から出荷する（出荷先の農場の所在地を問わない。）時には、次の要件を満たすこと

- a 当該ひなの種卵の出荷元農場で高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜等が確認されていないこと
- b ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けており、ロット毎で区分管理されていること
- c 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査で陰性が確認されていること
 - (a) 臨床検査
 - (b) 当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡ひなを対象に行う簡易検査

イ 移動制限区域外のふ卵場で次のすべてを満たすもの

（ア）第10の3の（3）の要件及び遵守事項を満たすことを家畜防疫員が確認したこと

（イ）アの（イ）に該当すること

② ①の種卵から生まれたひなを移動制限区域内のふ卵場から出荷する場合（出荷先の農場の所在地を問わない。）及び移動制限区域内の農場に出荷する場合（出荷元の所在地を問わない。）、以下の措置を講じる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 積込み前後に車両表面全体の消毒を行う。

ウ 原則として、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 移動制限区域又は搬出制限区域の外に移動する場合には、消毒ポイント等において運搬車両を十分消毒する。

オ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

カ 移動経過を記録する。

（４）移動制限区域内のふ卵場のひな（移動制限区域外の種卵に由来するものに限る。）の出荷

第10の3の（3）により事業を再開した移動制限区域内のふ卵場のひなであって移動制限区域外の種卵に由来するものは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内または移動制限区域外の農場に出荷することができる。その場合、移動に際しては以下の措置を講じる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 積込み前後に車両表面全体の消毒を行う。

ウ 原則として、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 消毒ポイント等において運搬車両を十分消毒する。

オ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

カ 移動経過を記録する。

（５）搬出制限区域内の家さん・家さん卵（種卵を含む。）・ひなの食鳥処理場・GPセンター・ふ卵場・農場への出荷

① 家さん

搬出制限区域内の農場の家さんは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外（移動制限区域でも搬出制限区域でもない区域をいう。以下同じ。）の食鳥処理場に出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷はもともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分消毒する。

② 家きん卵

搬出制限区域内の農場の家きん卵は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外のGPセンター又はふ卵場に出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷はもともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分消毒する。

③ ひな

搬出制限区域内のふ卵場のひな（移動制限区域外の種卵に由来するものに限る。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の農場に出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷はもともと禁止されていない。）。

ただし、移動制限区域内の農場に出荷する場合、以下の措置を講じる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 原則として、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

ウ 消毒ポイント等において運搬車両を十分消毒する。

エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

オ 移動経過を記録する。

(6) 制限区域外の家きん・家きん卵（種卵を含む。）・ひなの食鳥処理場・GPセンター・ふ卵場・農場等への出荷

① 家きん

制限区域外の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の食鳥処理場に直接出荷することができる（搬出制限区域内への出荷はもともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分消毒する。

② 家きん卵

制限区域外の農場の家きん卵は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内のGPセンター又はふ卵場に直接出荷することができる（搬出制限区域内への出荷はもともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分消毒する。

③ ひな

制限区域外のふ卵場のひな（移動制限区域外の種卵に由来するものに限る。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に直接出荷することができる（搬出制限区域内への出荷はもともと禁止されていない。）。

この場合、移動に際して、以下の措置を講じる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 原則として、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

ウ 消毒ポイント等において運搬車両を十分消毒する。

エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

オ 移動経過を記録する。

（7）敷料等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養家きんに臨床的な異状がないことを確認した農場の敷料、排せつ物及び家きんの死体は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒することを目的に処理施設等に移動することができる。

② 移動時には、以下の措置を講じる。

ア 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合は、運搬物が漏洩しないよう、床及び側面をシートで覆い更に運搬物を積載後上部もシートで覆う等の必要な措置を講じる。

イ 積込み前後に車両表面全体の消毒を行う。

ウ 原則として、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両

が利用しない移動ルートを設定する。

エ 複数の農場を連続して配送しないようにする。

オ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分消毒する。

カ 移動時には、制限の例外適用を受けていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク 移動経過を記録する。

③ 焼却又は化製処理する場合は、以下の措置を講じる。

ア 運搬車両から原料搬入口までシートを敷く。

イ 原料置場を製品置場と隔てて設置すること等の措置を講じる。

ウ 処理施設の出入口から投入場所までの経路を処理後直ちに消毒する。

(8) 制限区域外の家きんの死体の焼却場所・化製場への移動

制限区域外の農場の家きんの死体は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の焼却施設又は化製場に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分消毒する。また、(1)の③のアからウまでの措置を講じる。

(9) 制限区域外の家きん等の通過

制限区域外の農場の家きん、家きん卵等であって、移動制限区域又は搬出制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、食鳥処理場等の目的地に移動させることができない場合は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域又は搬出制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十

分消毒する。

(10) 異状発見時の措置

上記の移動制限の例外の適用を受け、家きん、家きん卵又はひなの移動を行っている農場又はふ卵場に、1の(5)の①から③までのいずれかの異状が認められた場合は、直ちに、家きん、家きん卵及びひなの移動を禁止する。

当該禁止は、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザによる症状でないことが明らかとなるまで、継続する。

表：移動・搬出制限の例外の概要

出荷元	出荷先	食用家きん (農場→食鳥処理場)	食用卵 (農場→GPセンター)	種卵 (農場→ふ卵場)	ひな (移動制限内の種卵 に由来するもの) (ふ卵場→農場)	ひな (移動制限外の種卵 に由来するもの) (ふ卵場→農場)
移動制限区域	移動制限区域	△(1)	△(2)	△(3)	△(3)	△(4)
	搬出制限区域	×	△(2)	△(3)	△(3)	△(4)
	制限区域外	×	△(2)	△(3)	△(3)	△(4)
搬出制限区域	移動制限区域	△(5)	△(5)	△(5)	△(3)	△(5)
	搬出制限区域	○	○	○	△(3)	○
	制限区域外	△(5)	△(5)	△(5)	△(3)	△(5)
制限区域外	移動制限区域	△(6)	△(6)	△(6)	△(3)	△(6)
	搬出制限区域	○	○	○	△(3)	○

○：条件無しで移動可能

△：条件付きで移動可能

×：移動不可

(数字は本文中の条件(第9の5の(1)～(6))に対応)

第10 家畜集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）

1 移動制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における以下の事業の実施、催物の開催等を禁止する。

- (1) 食鳥処理場（食肉加工場を除く。）
- (2) GPセンター
- (3) ふ卵場
- (4) 品評会などの家畜を集合させる催物

2 搬出制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における品評会などの家畜を集合させる催物の開催を禁止する。

3 制限の例外

(1) 食鳥処理場の再開

① 再開の要件

次の要件を全て満たした移動制限区域内の食鳥処理場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

- ア 車両消毒設備が整備されていること
- イ 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること
- ウ 定期的に清掃・消毒していること
- エ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること
- オ ②の事項を遵守する体制が整備されていること

なお、食鳥処理場で発生した場合は、以上の要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

② 再開後の遵守事項

再開後には、以下の事項を遵守するよう徹底する。

- ア 作業従事者が食鳥処理施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること
- イ 車両の入出時の消毒を徹底すること
- ウ 家畜の搬入は農場毎に行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らな

いこと

エ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、家きんを搬入する前後に生体受入場所を消毒すること

オ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理すること

カ 搬入した家きんについて、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき、食鳥処理することが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること

キ 出荷カゴ等は、原則として農場ごとに専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること

ク 搬入した家きんは、農場ごとに区分管理すること

ケ 家きん及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること

(2) GPセンターの再開

① 再開の要件

次の要件を全て満たした移動制限区域内のGPセンターは、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

ア 車両消毒設備が整備されていること

イ 原卵と製品が接触しない構造になっていること

ウ 野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること

エ 定期的に清掃・消毒していること

オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること

カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること

② 再開後の遵守事項

再開後には、以下の事項を遵守するよう徹底する。

ア 車両の入出時の消毒を徹底すること

イ 家きん卵の収集は農場毎に行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らないこと

ウ 作業従事者（関係者を含む。）がGPセンターに立ち入る場合には、

- 専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること
- エ トレー等は原則として農場ごとに専用とし、使用前後に消毒し、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること
- オ 搬入した家きん卵は農場ごとに区分管理すること
- カ 家きん卵の搬出入に関する記録を作成し、保存すること

(3) 心卵場の再開

① 再開の要件

次の要件を全て満たした移動制限区域内の心卵場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

- ア 車両消毒設備が整備されていること
- イ 貯卵室、心卵室、心化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及びひなが接触しない構造であること
- ウ 貯卵室、心卵室、心化室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること
- エ 定期的に清掃・消毒していること
- オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること
- カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること

② 再開後の遵守事項

再開後には、以下の事項を遵守するよう徹底する。

- ア 第9の5の(3)又は(4)により認められるまで、ひなの出荷を行わないこと
- イ 車両の入出時の消毒を徹底すること
- ウ 作業従事者(関係者を含む。)が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること
- エ ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること
- オ コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒し、害虫、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること
- カ ロットが異なる種卵及びひなが接触しないようにすること
- キ 搬入する種卵は、入卵時及び心卵中に少なくとも1回ホルマリン燻

蒸等により消毒すること

ク ひなの出荷は農場毎に行うこと

ケ ふ卵に伴う残存物等（卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等）は、焼却又は消毒後廃棄等により、適切に処理すること

コ 種卵及びひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること

（４）都道府県は、（１）から（３）の規定に基づき事業を再開した施設において、遵守事項が遵守されていないことを確認した場合には、当該施設における事業の実施を再度禁止する。

第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

- 1 都道府県は、本病の発生確認後速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること及び移動制限区域及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。

- 2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、以下の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場から概ね半径1 kmの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所を選定する。
 - （1）道路網の状況
 - （2）一般車両の通行量
 - （3）畜産関係車両の通行量
 - （4）山・川等による地域の区分また、移動制限区域の拡大、縮小等にあわせ、その都度、設置場所を見直す。

- 3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等による病原体の拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫作業車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫作業関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

【留意事項】車両消毒等に関する事項

1 消毒ポイント

（1）設置の場所

設置場所の検討に当たっては、警察及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案するものとする。

（2）消毒の方式

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行う。また、作業従事者は、車両を消毒ポイント

に誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置する。

① 畜産関係車両

車両の消毒は、車体を腐食しにくい逆性石けん液、消石灰等を用いる。また、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席も含めて車両全体を消毒する。この際、可動部は動かすことによって消毒の死角がないように留意する。また、運転手の手指の消毒及び靴底消毒を徹底する。

② 一般車両

最低限、車両用踏み込み消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施する。この際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換するものとする。

2 正確な情報提供・指導

発生県以外の都道府県は、適切な車両消毒が行われているにもかかわらず、発生県車両の出入りが制限されるようなことがないよう、正確な情報提供・指導を行う。

第12 ウイルスの浸潤状況の確認

1 疫学調査

(1) 調査の実施方法

都道府県は、患畜又は疑似患畜と判定した後、速やかに、病性判定日から少なくとも21日間（低病原性鳥インフルエンザは180日間）遡った期間を対象として、発生農場における家きん、人（獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに触れる者、地方自治体職員等）及び車両（集卵車、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、たい肥運搬車両等）の出入りに関する疫学情報を収集し、ウイルスに接触したおそれのある家きんに関する調査を実施し、極力短期間で完了させる。

(2) 疫学関連家きん

調査の結果、以下の家きんであることが明らかとなったものは疫学関連家きんとして、法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止し、臨床症状の観察を行うとともに、患畜等との接触後14日を経過した後に血清抗体検査を行う。

- ① 病性判定日から遡って過去8日以上21日以内に患畜と接触した家きん
- ② 病性判定日から遡って過去21日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家きん
- ③ 病性判定日から遡って過去21日以内に発生農場に出入りした人、物又は車両が、当該出入りした日から7日以内に出入りした他の農場等で飼養されている家きん
- ④ 第5の2の（1）の②のオ及びカ並びに第5の2の（2）の②のキ及びクに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

【留意事項】 疫学調査に関する事項

- 1 都道府県は、家きん、人、及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への訪問者（当該訪問者の訪問前後の行動歴を含む。）その他ウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行う。
- 2 都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行う。

- 3 農場等への立入調査及び報告徴求は、法第51条及び法第52条の規定に基づき、実施する。

2 制限区域内の周辺農場の調査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後、原則として24時間以内に以下の農場（家きんを100羽以上飼養する農場）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

- ① 高病原性鳥インフルエンザの場合 移動制限区域内の農場
- ② 低病原性鳥インフルエンザの場合 移動制限区域内及び搬出制限区域内の農場

(2) 清浄性確認検査

区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、(1)と同様の検査を行う。

【留意事項】発生状況確認検査及び清浄性確認検査の方法

- 1 家きん舎ごと5羽（高病原性鳥インフルエンザではうち3羽を死亡鳥（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、当該家きん舎からは採材しない。）とする。）を対象に気管スワブ、クロアカスワブ、血清を検体として採材する。
- 2 都道府県は、1で採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

3 検査員の遵守事項

臨床検査において採材を行った者は、以下の事項を遵守する。

- ① 当該農場を出る際には、身体、衣服、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと
- ② 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと

- ③ 立ち入った農場における臨床検査で異状が確認された場合には、遺伝子検査の結果が判明するまで、他の農場の調査に立ち入らないこと

4 その他

- (1) 農林水産省対策本部は、1及び2の調査並びに動物衛生研究所の行う検査の結果を踏まえ、必要に応じ、防疫方針の改定を行う。
- (2) 発生農場の防疫措置に従事した日から7日を経過していない者は、1及び2の調査・検査において、農場に立ち入らないものとする。

第13 ワクチン（法第31条）

1 現在のワクチンは、発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画・無秩序なワクチンの使用は、発生又は流行を見逃すおそれを生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。また、肉用鶏については、ワクチン接種した場合に、休薬期間に係る食品衛生法上の問題もある。

このため、ワクチンの使用については慎重に判断する必要がある。我が国における本病の防疫措置は、早期の発見と患畜等の迅速なと殺を原則とし、平常時の予防的なワクチン接種は行わない。

2 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する。（なお、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、家畜伝染病予防法上、予防的殺処分は認められていない。）

- ① 埋却を含めた防疫措置の進捗状況
- ② 感染の広がり（疫学関連農場数）
- ③ 環境要因（周辺家畜農場数、家畜飼養密度、山・川の有無等の地理的状況）

3 農林水産省は、ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた特定家畜伝染病緊急防疫指針を策定し、公表する。

- ① 実施時期
- ② 実施地域
- ③ 対象家畜
- ④ その他必要な事項（本病の発生の有無を監視するための非接種家畜の設置、移動制限の対象等）

4 都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかにワクチン接種を実施する。この際、農林水産省は、必要十分なワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲渡し、又は貸し付ける。

- 5 農林水産省は、感染予防が可能なワクチンの研究開発を強力に進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直すものとする。

【留意事項】 ワクチンに関する事項

- 1 ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所とし、農林水産省は発生時に都道府県の施設等に移送する。
- 2 ワクチン接種は、法第31条の規定に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、迅速かつ計画的に実施する。
- 3 ワクチン接種を実施するに当たっては、用法及び用量に従う。注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従う。

第14 家きんの再導入

第7の4の消毒を行った後、都道府県は、家きんの再導入を予定する農場を対象に、以下の検査を行う。

- 1 家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査
- 2 清浄性確認のため導入したモニター家きんの臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査

この際、当該農場に対し、再導入後は、毎日、家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう指導徹底する。

【留意事項】家きんの再導入に関する事項

- 1 再導入予定農場の立入検査は、家畜防疫員が行う。
- 2 確認する内容は、以下のとおりとする。
 - (1) 農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。
 - (2) 農場内の飼料、家きん排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していること。
- 3 家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、家きん舎ごとの導入羽数を少数とし、その後は段階的な導入に努めるよう指導する。
- 4 家きんの再導入に当たっては、都道府県は、万一の発生に備え、迅速にと殺を行える体制を維持するとともに、家きんの所有者による埋却地の確保が十分でない場合には、あらかじめ市町村と協議を行い、地域ごとに十分な焼却施設又は埋却予定地を確保しておくものとする。
- 5 原則として、家畜防疫員等が農場内の飼料、家きん排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでは、農場内の飼料、家きん排せつ物等の移動は禁止する。ただし、家畜防疫員等の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合にあっては、この限りでない。

第15 農場監視プログラム

1 農場監視プログラムの適用

- (1) 患畜又は疑似患畜とは判定されなかったものの、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が確認された家きんを飼養する農場については、2から5に掲げる措置（以下「農場監視プログラム」という。）を適用する。
- (2) 農場監視プログラムは、農場監視プログラムの適用開始時において飼養されている全ての家きんが処理された時点で、適用を終了する。
- (3) なお、都道府県知事は、適用農場において第9の1の(5)の①から③までに掲げる異状を確認した場合には、直ちに報告を行うよう求める。

2 移動制限

- (1) 適用農場においては、法第32条の規定に基づき、以下に掲げるものの移動を禁止する。
- ① 生きた家きん
 - ② 家きん卵
 - ③ 家きんの死体
 - ④ 敷料、飼料、排せつ物等
 - ⑤ 家きん飼養器具
- (2) 制限の例外
- ① 敷料等の移動
やむを得ず、敷料、飼料、排せつ物、家きんの死体等を移動させる必要がある場合、動物衛生課と協議の上、これらを焼却、埋却又は消毒することができる。
この場合、移動時に第9の5の(7)の②のアからクまでに規定される措置を講じる。
 - ② 家きん卵の出荷
家きん卵は、動物衛生課と協議の上、GPセンター及びふ卵場に出荷することができる。

③ 家きんの出荷

モニター家きんを対象とする4の(2)の検査で全て陰性を確認している場合、飼養家きんを食鳥処理場に直接搬入することができる。

この場合、移動時に第9の5の(1)の②のアからクまでに規定する措置を講ずる。

3 周辺農場の検査

適用農場を中心とした半径5 kmの区域内にある農場について、抗体の確認後、原則として24時間以内に、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施する。

4 清浄性の確認のための検査

(1) 適用農場においては、家畜防疫員が標識を付したモニター家きんを全ての家きん舎を対象に、1家きん舎当たり30羽以上配置する。この際、施設内での偏りが無いよう配置する。

(2) 都道府県は、モニター家きんを配置した日から14日後及び28日後に適用農場におけるすべての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

(3) 都道府県は、モニター家きんを配置した日から28日が経過した後は、原則として28日毎に、(2)の検査を実施する。

【留意事項】モニター家きん検査開始前の検査

都道府県は、農場監視プログラムの適用開始時から最初のモニター家きん検査が実施されるまでの間、飼養家きんの臨床検査を実施するとともに1家きん舎当たり30羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

5 家きんの再導入

適用農場における家きんの再導入は、以下に掲げる全ての条件を満たした

場合に行うことができる。

- (1) 再導入しようとする家きん舎に、農場監視プログラムの適用開始時に飼養されていた家きんがいないこと
- (2) 適用農場の全ての家きん舎において、モニター家きんを対象とする4の(2)の検査で全て陰性を確認していること
- (3) 再導入しようとする家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査を行い、陰性を確認すること

6 疫学調査

(1) 調査の実施方法

都道府県は、農場監視プログラムの適用開始後、抗体確認日から少なくとも180日間遡った期間を対象として、適用農場における家きん、人（獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに触れる者、地方自治体職員等）及び車両（集卵車、飼料運搬車、死亡鳥回収車両、たい肥運搬車両等）の出入りに関する疫学情報を収集する。

(2) 検査

都道府県は、(1)の調査の結果、農場監視プログラムの適用農場と疫学的関連のある農場が確認された農場を対象に、飼養家きんの臨床検査を実施するとともに1家きん舎当たり10羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

第16 発生の原因究明

- 1 農林水産省及び都道府県は、本病の発生確認後直ちに、発生農場に関する疫学情報の収集、家きん、人及び車両の移動、飲用水・飼料の利用、物品の移動、野鳥の飛来状況の調査、気象条件等に関する網羅的な調査を、動物衛生研究所等との関係機関と連携して実施する。

- 2 食料・農業・農村政策審議会家きん疾病小委員会の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1に規定する調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な助言・指導を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因究明の分析・とりまとめを行う。

第17 その他

- 1 種鶏など遺伝的に重要な家きんを含め、畜産関係者の保有する家きんについて個別の特例的な扱いは一切行わないものとする。畜産関係者は、このことを前提として、種鶏の分散配置などにより、日頃からリスク分散を図るものとする。
- 2 農林水産省消費・安全局長は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。
- 3 農林水産省は、防疫措置の改善に寄与する研究開発を強力に進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直すものとする。